日本籍船に乗り組む外国人船員の資格に関する簡素化・見直しの方向性について (中間とりまとめ)

I 総論

1. 国際海運は世界単一市場で厳しい競争を繰り広げており、日本商船隊が本来の力を 発揮し、自立的な競争力を確保するためには、適切な政策対応が求められているとこ ろである。

このため、本年5月に策定された「国土交通省成長戦略」に関する報告において、世界の成長産業である外航海運の伸びを日本の成長に取り込むため、外航海運の国際競争力強化に優先的に取り組むこととされており、日本商船隊の中核である日本籍船の増加に向け、外国人船員が日本籍船に乗船する場合に必要とされる資格(承認船員、船舶料理士等)に関する手続きの簡素化・見直しを実施することが求められているところである。

2. この手続きの簡素化・見直しに当たっては、関係国際条約の責務を果たしつつ、船舶の航行の安全、船員の労働保護その他制度の目的、運用の的確性を担保した上で実施することが不可欠である。

STCW 条約では、他の締約国の資格証明の承認に際して、同条約に定める能力基準に関する要件等が遵守されていることを確認すること及び国内海事法令について適切な知識を有することを確保するための手段を確立することを義務付けており、ローカルルールのチェックを中心とした安全性を担保するための何らかの能力確認を行うことが必要である。

他方、我が国外航海運会社は、優秀な外国人船員の確保・育成のため、海外に教育・訓練機関を設立したり、採用の段階から計画的に研修、訓練等を実施し、安全性の確保を図っているという実態を勘案すれば、必ずしも従来どおりの確認手続きによらずとも、簡素化された手続きによることでも十分に安全性を担保することは可能であると考えられる。

3. 現在、承認船員制度をめぐっては、承認試験の受験と合わせて、下船休暇を利用しての国内海事法令講習の受講が必要となることについて、船社の負担増などにより国際競争力の低下の原因の一つと指摘されている。

本課題については、E-Learning を活用することにより、船上でも受講が可能となるとともに、船長による能力確認スキームの適用対象国の拡大と併せることにより、安全性は担保しつつ、結果として船舶の運航に支障を及ぼさない形で承認を受けることができる機会が大幅に拡大され、船社の負担軽減に資するとともに、船員の適切な休暇の取得にも資することとなるものと思われる。

なお、同制度の簡素化・見直しに当たっては、競争相手となる国の制度とのイコールフッティングの観点も必要であるが、その考慮すべき対象としては、国際条約の責務を果たした上で、安全性を担保しつつ、簡素化された制度を導入している欧州主要海運国とすることが適当であると考えられる。

このような状況を踏まえ、以下の点について簡素化・見直しを図ることとする。

Ⅱ 承認船員制度関係

1. 国内海事法令講習の在り方について

現在、フィリピン等において講習実施機関が行っている国内海事法令講習について、E-Learning を導入し、船上でも学習を可能とするなど、E-Learning を広範に活用することとする。

また、併せて、講習区分・内容の見直しを行う。

(1) E-Learning の基本設計

現行の座学講習と同様の学習効果が得られるようなシステムとする必要があり、 以下の条件を満たすものとする。

- ① 受講生本人が学習していることを担保し、その学習状況の管理を行うことができるシステムとする。
- ② 学習実行の実績を担保するため、船長が責任を持って修了確認を行うとともに、第三者による事後評価を行うこととする。
- ③ 船内学習する船員の過重労働とならないよう、船社の労務管理者及び当該船舶の船長は船内の当直時間、学習時間を記録・管理するとともに、適切に休息時間を与える等十分に配慮することとする。
- ④ 学習時間が長時間にならないよう、学習単元を細かく設定する。
- ⑤ 常時利用可能なシステムとする。
- ⑥ 陸上でも利用可能なシステムとする。

(2) 講習区分、内容の見直し

E-Learning の導入に伴い、講習区分を統合し、簡素化するとともに、内容の整理を行う。

2. 船長による実務能力確認スキームについて

船長による実務能力確認スキームについては、乗船期間を利用して船員の資質の確認を行うものであり、当該スキームについて、適用対象国の拡大が要望されているところであるが、今後、承認に関する二国間取極締結国の拡大が見込まれていることから、より合理的な確認制度の下で対象国の拡大を図ることが適当である。

具体的には、次のとおりの枠組みとする。

(1) 船長(機関士の能力確認を行う機関長を含む。)について、その能力の維持・ 均一化を図るため、船社による教育・訓練等の要件を求めつつ、能力確認に必要 な期間(3ヵ月以上)を短縮する新たな枠組みを作成する。

船長等に対する要件としては、一定の教育・訓練を受け、十分な資質を有すること及び受有する資格証明に関して業務停止等の処分履歴がないことを船社が証明する者であることとする。

- (2) 承認実績が一定数に達し、合格率も高いインド等に適用することとし、現行のフィリピン、インドネシアにも適用可能とする。
- (3) 対象国の拡大・確認期間の短縮と併せ、事後的な状況の把握・分析等のため、 船舶所有者は、その使用する承認船員に関し、一定の事項(事故を起こした場合 など)について、国へ報告を行うこととする。

3. 型式承認制度(特定の教育機関卒業者への試験免除制度)について

欧州主要海運国では、IMOの審査に加え、欧州委員会による承認対象国の資格制

度、教育機関等に関する調査・評価を行うことにより、STCW条約で求められる能力基準等の要件を満たしていることを確認している。

中でも、デンマークでは、原則として個々の船員に承認試験を実施しているが、特定の国の海技資格取得者や特定の学校を卒業した者について、承認試験を免除する制度を導入している。

承認制度の簡素化の観点から、別途の知識・能力の確認方法として、養成機関の教育内容及び船社における教育・訓練に着眼した、特定の教育機関卒業者への承認試験の免除制度を我が国にも導入することとし、その詳細について検討を行う。

(検討すべき課題)

- ○教育機関の選定方法
 - ・教育機関における訓練・教育内容をどのように評価するか。(教員の数、質、設備、カリキュラム、教材、海技試験合格率等)
 - 教育機関に対する定期的な調査、質の担保等を要するか。
 - 学校教育機関以外の教育機関を選定対象とするか。
- 〇制度の導入、免除対象国・教育機関の選定に当たっては、欧州や対象国の資格制度、我が国外航船社における外国人船員の典型的なキャリアパス等の実態を十分調査する必要がある。

4. その他(承認試験に関する情報提供について)

承認試験で求められている知識・技能を明らかにすることにより、受験者の質の向上に資するものと考えられることから、承認試験に関する情報提供の在り方について検討を進める。

Ⅲ 船舶料理士等資格関係

1. 船舶料理士資格関係

次に掲げる措置を講ずる。

- (1) (財) 日本船員福利雇用促進センター(SECOJ) が実施する船舶料理士試験 の受験を予定する外国人船員を対象として船社の研修施設において実施されている 船舶料理士講習について、講習内容の充実を図るとともに適正な修了試験の実施が 確保されることを前提として、当該講習の修了をもって船舶料理士試験の合格と同 等と取り扱うことにより、日本籍船に乗り組む外国人船員の船舶料理士資格取得の 円滑化を図る。
- (2) あわせて、現在、年齢要件、船内調理業務に係る経験年数要件に加え、船舶料理 士の資格要件とされている船内調理業務の遂行に必要な知識・技能の確認について は、「船内における調理に関する業務を適正に行う能力を有することの船長等によ る証明要件」を廃止し、試験又は試験合格と同等以上の認定を受ける講習課程の修 了等に一元化することにより、当該資格取得に係る手続きの簡素・合理化を図る。

2. 衛生管理者資格関係

STCW条約締約国の発給した資格証明書を有する外国人船員については、従来、 SECOJによる追加講習(座学4時間・実技8時間)の修了により衛生管理者資格の 付与を行ってきたところであるが、適正な講習内容と修了試験の実施が確保されること を前提に、以下の見直しを行い、船社による追加講習の実施を認める。

- (1) 座学について、船上や船社研修施設等での受講が可能なE-Learningによる講習システムを導入する。
- (2) 実技講習は継続するが、講習方法の工夫等により、時間数短縮を図る。

3. 船舶保安管理者資格関係

STCW条約締約国の発給した資格証明書を有する外国人船員を対象に(独)海技教育機構が実施している船舶保安管理者講習について、適正な講習内容と修了試験の実施が確保されることを前提に、DVD等の教材を活用した簡易なE-Learning講習システムを導入することにより、船上や船社研修施設等での受講を可能とする。

4. 危険物等取扱責任者資格関係

STCW条約締約国の発給した資格証明書を有する外国人船員を対象として船社の研修施設で実施されている危険物等取扱責任者の認定に係る国内海事法令講習について、適正な講習内容の確保が図られることを前提に、E-Learningを活用し、船上や船社研修施設等での受講が可能な講習システムを導入する。

Ⅳ 今後のスケジュール

Ⅱ. 1. 「国内海事法令講習の在り方について」及び2. 「船長による実務能力確認スキームについて」並びにⅢ「船舶料理士等資格関係」については、本「中間とりまとめ」を踏まえ、具体的な制度設計を行った上、可能なものから実施する。

また、II. 3. 「型式承認制度(特定の教育機関卒業者への試験免除制度)について」について、必要な外国調査を早急に実施し、年度内を目途に結論を得る。